

議案第 26 号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部
部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部
部を改正する条例

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和 58 年板
橋区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大和町 36 番仮自転車駐車場の項を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大和町 36 番仮自転車駐車場を廃止する必要がある。